

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第2回期日(20220809)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

証拠説明書 (甲A号証)

2022年(令和4年)4月28日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 502	意見書	写し	2022年 4月20 日	風間孝、 赤枝香奈 子、河口 和也	<p>札幌地裁判決が、①同性愛者のカップルに対する法的保護の必要性について同性愛をめぐり知見の変化を踏まえて示した点、②同性カップルに婚姻を認めない不利益を、尊重の意識が浸透している法律婚を行うことができないことという意識面を含めて論じている点、③婚姻制度の目的や本質から、民法や戸籍法の規定が同性カップルに対して法的保護を与えないことに関して合理性がないとの法解釈を示した点、④同性カップルへの法的保護の要請が現在の社会状況を踏まえたものであることを示した点、⑤同性カップルの法的利益の享受を、圧倒的多数派である異性愛者の理解や許容を条件とはみなさないと述べた点は、いずれも社会学の見地から評価し得るものであること。</p> <p>「同性愛者=変態」という認識枠組が社会のすみずみまで広く浸透していることが、1947年の民法改正後も同性婚の法制化が議論すらされない状況が続いたこと背景にあること。婚姻の権利を認めないことそのものが、同性愛者たちを異性愛者たちと対等ではない、二流市民の地位に貶めており、その結果、同性愛者に対する差別を温存し、再生産し続けていること。法律婚ができないことは法的効果を享受できないだけでなく、同性愛者が作るカップル関係や親子関係を正当な「家族」としてみなさないことにつながっていること。</p> <p>性の多様なあり方を踏まえるならば、法律上同性間の婚姻が認められていないことは、婚姻について、性的指向に基づく差別的な取扱いを構成するのみならず、広く性的マイノリティに関し、婚姻可能な場合と婚姻不可能な場合のあいだの不平等状態を生じ、婚姻ができないことによる不利益を生じる原因となっていること。</p> <p>1990年代以降に国会での議論ではないものの、社会的には、性的マイノリティをめぐって法策定の動きや権利に関する制度化が行われてきており、人々は多様な性的指向や性自認の存在を認めるようになってきていること。</p>

以上